鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準

○鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準

平成 23 年 11 月 16 日 市長決裁

(趣旨)

1 この基準は、鎌倉市図書館振興基金条例(平成 23 年 10 月 20 日条例第 13 号以下「条例」という。)を運用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(鎌倉市図書館協議会への諮問)

2 条例第1条の趣旨にのっとり、本基金を本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実 その他の図書館事業の振興を図るための財源に充てる際には、その内容が当 該趣旨に適合するものかについて、中央図書館長からの諮問により、鎌倉市 図書館協議会(以下「協議会」という。)において審議するものとする。

(基金処分の決定)

3 市長は、本基金の処分を決定する際には、前項の規定による協議会の審議 結果を尊重するものとする。

(この条例の用語の解釈)

- 4 この条例において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「貴重な図書館資料」 備品として収集される次に掲げる資料とする。
 - ア 鎌倉を主題とした古絵図、古地図、錦絵等の古典籍類
 - イ 鎌倉在住の著名人の蔵書や著名入りの著書等
 - ウ 鎌倉を主題とした近現代を知るための紙資料等
 - エ 鎌倉の近現代の古写真等
 - オ 鎌倉を主題とした近現代の視聴覚資料等
 - カ その他鎌倉ゆかりの図書資料等
 - (2) 「その他の図書館事業の振興を図るための財源」 条例第1条の前段 に示される「本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実」を趣旨とする図書館振興を図るための財源とする。

付則

この運用基準は、平成23年11月16日から施行する。